

いこーよジャンル定義



アクトインディ株式会社

2020年10月19日制定

2020年11月17日改訂



『レストラン・カフェ』

親子で食事を楽しむための施設





- ① 食品衛生法で定められた『飲食店経営許可』もしくは『喫茶店営業許可』を都道府県知事から得ており
- ② 『飲食が利用目的』であり、『飲食物を注文すること』を前提とした
- ③ 持ち帰りではなく、『店内で飲食ができる』常時運営の施設

➡に該当する施設が『飲食店』ジャンル

※チェーン店・フランチャイズ店など全国展開している飲食物店は原則として掲載不可とします。通常の店頭と異なる体験ができる場合に限り、『飲食店』のジャンルで施設登録可とします。

※子供入店不可の飲食店、アルコールの提供がメインの飲食店などは掲載不可とします。

①食品衛生法で定められた『飲食店経営許可』もしくは『喫茶店営業許可』を都道府県知事から得ており、

➡ 食品衛生法に則った施設であること。

※『飲食店営業許可』『喫茶店営業許可』を得ていない場合は、店頭で飲食物を販売しており、その場でそのまま飲食できるイートインスペースが常設されている場合に限り、『飲食店』とみなします。

②『飲食が利用目的』であり、『飲食物を注文すること』を前提とした

➡ その施設のメインが飲食と別にある場合は「飲食店」に含みません。

※飲食目的以外の施設の中にテナントとして飲食店がある場合は、その飲食店を一施設とし、飲食店を含む施設は「飲食店」ジャンルに該当しません。

※飲食目的以外の施設の中に飲食ができるスペースがある場合、その施設は「飲食店」ジャンルに該当しません。

②『飲食が利用目的』であり、『飲食物を注文すること』を前提とした

➡ その施設のメインが飲食と別にある場合は「飲食店」に含みません。

※ 飲食目的以外の施設の中にテナントとして飲食店がある場合は、その飲食店を一施設とし、飲食店を含む施設は「飲食店」ジャンルに該当しません。

※ 道の駅、高速道路のPA/SAも同様に「飲食店」ジャンルに該当しません。

※ 飲食目的以外の施設の中に飲食ができるスペース(イートインスペース)がある場合、その施設は「飲食店」ジャンルに該当しません。





※ カフェ併設のパン屋は「飲食店」とみなします。

※ イートインスペースが常設されている「パン屋」は『飲食店』とみなします。

※ ホテル・旅館内にあるレストラン・カフェの場合は、宿泊客以外も利用できる、かつ該当のレストラン・カフェが切り出されて「いこーよ」に登録されていない場合、「レストラン・カフェ」ジャンルに該当します。



飲食店でない例

- ➡ 遊園地などのレジャー施設の中に飲食店がある 
- ➡ レストラン・カフェがあるショッピングモール 
- ➡ フードコートのあるショッピングモール 
- ➡ イートインスペースのあるコンビニ 



➡ 『飲食物』とは、飲み物と食べ物のこと。飲み物と食べ物のどちらかだけの提供でも飲食物を提供しているとみなします。

※ 飲食の対価ではなく、「使用料」「入場料」などの名目で料金を支払う場合は『飲食店』に含みません。

飲食店でない例

- ➡ インターネットカフェ 
- ➡ マンガ喫茶 
- ➡ 猫カフェ 



③ 持ち帰りではなく『店内で飲食ができる』常時運営の施設

➡ 『店内で味わう事のできる』とは、店内にテーブルと椅子が常設されている状態を示します。

➡ イートインスペースのあるの食料品販売店は「飲食店」に含みません。

※『イートインスペース』とは、食品販売店が、購入した物をその場で食べれるように店舗内にテーブルや椅子を設置したスペースのことをさします。

➡ テイクアウト販売のみの施設は「飲食店」に含みません。

飲食店でない例

➡ 店横に長椅子のおいてあるクレープ屋



➡ テイクアウトの弁当屋





➡ プレハブやテント、車などの移動や撤去が容易に可能なものは「飲食店」に含みません。

飲食店でない例

➡ お祭りの屋台



➡ キッチンカー



※ 1箇所にて、1年以上営業しているキッチンカーで、『飲食店』の定義に当てはまる場合、『飲食店』とみなします。